



国民健康保険税のお知らせ

平成28年4月から平成29年3月までの国民健康保険税は、次の税率により算定されます。今年度の国民健康保険税の納税通知は、7月中旬に納税義務者（世帯主）に送付されますのでご確認ください。

今年度の改正点①

医療分および支援金等分の課税限度額が引き上げられました。

区 分	医 療 分	支 援 金 等 分	介 護 分
所得割（世帯の加入者の所得に応じて算定）	5.7%	2.6%	1.8%
資産割（世帯の加入者の固定資産税額に応じて算定）	16.0%	4.0%	4.0%
均等割（世帯の加入者の人数に応じて算定）	28,400円	7,600円	9,000円
平等割（1世帯当たりにかかる金額）	23,000円	5,800円	6,000円
課税限度額	540,000円 (520,000円)	190,000円 (170,000円)	160,000円

※かつこ内は変更前の金額です。

今年度の改正点②

対象拡大のため軽減判定所得基準額が引き上げられました。

区 分	世帯の合計所得（改正前）	世帯の合計所得（改正後）
7割軽減※	33万円以下	33万円以下（据え置き）
5割軽減※	33万円+26万円×（被保険者数+旧国保被保険者数）以下	33万円+26万5千円×（被保険者数+旧国保被保険者数）以下
2割軽減※	33万円+47万円×（被保険者数+旧国保被保険者数）以下	33万円+48万円×（被保険者数+旧国保被保険者数）以下

※均等割、平等割が軽減されます。

口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると納め忘れがなくなり大変便利です。希望する場合は、金融機関の窓口でお手続きください。

8月から医療費が高額になった場合の自己負担限度額を見直します

8月から前年の所得区分によって自己負担限度額が見直されます。「限度額適用認定証」があれば、窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなりますが、引き続き「限度額適用認定証」を必要とされる人は、8月10日以降に申請してください。ただし、**国保税を滞納していると交付されません。** また、70歳以上（高齢受給者証をお持ちの人）の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人は、入院などで医療費が高額になる場合、「限度額適用・標準負担減額認定証」が必要になります。

国保年金課



事前に
①認定証の申請

②認定証の交付



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額に(※)

(※)窓口支払いの上限額(月当たり)は、年齢や所得に応じて異なります。

病院・薬局など



問合せ 国保年金課 ☎53-2207・2208



特定健康診査を受けましたか？

5月上旬にお届けした「健康診査・がん検診受診券綴り」を持って、最寄りの地区公民館等か医療機関で受けてください。

『手遅れになる前に、

自分のため、愛する人のため、

必ず受診しましょう!』

問合せ 健康課 ☎52-1138